

農業振興地域整備計画の変更手続き(農振除外等)の流れ

一般除外		
6月末 申込締切	12月下旬 申込締切	⇒ 農用地利用計画変更要望書を町に提出
7月中旬	1月中旬	⇒ 現地確認 ※農林振興課担当者による確認
7月下旬	1月下旬	⇒ 土地利用調整会議 ※農林・総務・企画財政・建設・農業委員会等
8月上旬 ゝ 8月下旬	2月上旬 ゝ 2月下旬	⇒ 法定4団体からの意見聴取(30日) ※農業委員会・農協・土地改良区・森林組合等
9月上旬 ゝ 9月下旬	3月上旬 ゝ 3月下旬	⇒ 県知事の事前協議
10月上旬 ゝ 11月下旬	4月上旬 ゝ 5月下旬	⇒ 公告縦覧(30日)・異議申出期間(15日)
12月上旬	6月上旬	⇒ 県知事の正式協議
12月中旬	6月中旬	⇒ 決定公告 ・→公告報告
12月下旬	6月下旬	⇒ 計画変更認可の通知 ・町 → 要望者

※要望案件に関する調査や協議に時間を要する場合があります、必ずしも上記のスケジュール通り進捗するものではありませんので、ご了承ください。